

## 北2西4地区 について



### 1 都市計画の内容

#### 都市再生特別地区の変更

- ・ 名称：北3西4地区(変更)、北2西4地区(新規決定)
- ・ 位置：札幌市中央区北3条西4丁目、北2条西4丁目
- ・ 面積：2.8 ha

#### 道路の変更

- ・ 北3条通：起点位置の変更
- ・ (仮称)札幌駅前通公共地下歩道：区域の変更

#### 通路の決定

- ・ 札幌駅前通北3条地下通路

#### 広場の決定

- ・ 名称：北3条広場
- ・ 位置：札幌市中央区北2条4丁目、北3条西4丁目
- ・ 面積：0.28 ha

#### 地区計画の決定

- ・ 名称：道庁東地区
- ・ 位置：札幌市中央区北3条西4丁目、北2条西4丁目
- ・ 面積：2.8 ha

## 2 経緯

- ・当地区は、「都心まちづくり計画」において都心の基軸とされている「にぎわいの軸」(札幌駅前通)と「うけつぎの軸」(北3条通)の交差部にあり、都心の構造上重要な意味を持った地区である。
- ・当地区は、近年著しい発展が見られるJR札幌駅周辺地区と従来からの商業の中心である大通以南の中間に位置し、都心の回遊性を高める役割を果たすことが期待されている。
- ・本計画は、老朽化したビルの建替えに端を発するものであるが、都市再生事業として、当地区の持つ地区の特性を勘案し、都心全体の魅力を高め、都心の活性化に資する高次な都市機能を導入と魅力ある都市空間を創出するため、都市再生特別地区および地区計画の決定に関する都市計画提案が提出された。
- ・提案の内容は、札幌の都心まちづくりを先導するため、「札幌駅前通公共地下歩道」の整備とあわせ、都市機能の高度化と重層的な歩行者ネットワークの形成やオープンスペースの確保などを目標としている。都市再生特別地区の変更により建築物の容積率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置などを制限し、地区計画により地区施設の整備、建築物の用途、敷地面積の最低限度、立体道路制度における重複利用区域などの制限を行うものである。

## 3 理由

都市再生特別措置法第37条、都市計画法第21条の2による都市計画の提案を受け、その提案内容は、札幌市の都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合したものであり、札幌市の都市再生に資するものと認められることから、都市計画の決定を行う。

### (参考)

#### 都市計画提案制度

地域のまちづくりを進めるにあたって、必要とする都市計画の決定や変更を土地の所有者などが提案できる制度。